

保育所の指定管理者の指定について

横浜市かながわ保育園 (神奈川県東神奈川一丁目)	指定候補者	社会福祉法人神奈川労働福祉協会 代表者 理事長 足立 まこと 所在地 神奈川区神奈川本町 21 番地の 11	
	団体の概要	保育所の経営を行う社会福祉法人	
	指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	
	選定の経過	選定委員会の構成	4 名 (鶴見大学短期大学部准教授、神奈川区連合町内会自治会連絡協議会会計、神奈川区民生委員・児童委員協議会神奈川地区会長、神奈川区地域子育て支援拠点施設長)
		選定委員会の開催	第 1 回 (平成 27 年 2 月 25 日) ・選定方法について、保育所条例第 5 条第 5 項に基づき、非公募で現指定管理者を審査することを決定 ・評価基準の決定等 第 2 回 (平成 27 年 3 月 24 日) ・評価基準に基づいて審査した結果、現指定管理者の「社会福祉法人神奈川労働福祉協会」を指定候補者として選定
横浜市金沢八景保育園 (金沢区柳町)	指定候補者	社会福祉法人しののめ会 代表者 理事長 榎 あつみ 所在地 金沢区平潟町 17 番 1 号	
	団体の概要	保育所及び障害福祉サービス事業の経営を行う社会福祉法人	
	指定期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで	
	選定の経過	選定委員会の構成	4 名 (関東学院大学非常勤講師、金沢区町内会連合会代表、金沢区保健活動推進員会代表、金沢区民生委員児童委員協議会代表)
		選定委員会の開催	第 1 回 (平成 27 年 2 月 19 日) ・選定方法について、保育所条例第 5 条第 5 項に基づき、非公募で現指定管理者を審査することを決定 ・評価基準の決定等 第 2 回 (平成 27 年 3 月 12 日) ・評価基準に基づいて審査した結果、現指定管理者の「社会福祉法人しののめ会」を指定候補者として選定

参考 横浜市保育所条例（抜粋）

（指定管理者の指定等）

第5条 次に掲げる横浜市かながわ保育園及び横浜市金沢八景保育園（以下「かながわ保育園等」という。）の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する児童の保育に関すること。
- (2) かながわ保育園等の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、かながわ保育園等の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がかながわ保育園等の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

6 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第8条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（指定管理者選定委員会）

第8条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第2（第5条第6項、第8条第1項）

名称	担当事務
横浜市かながわ保育園指定管理者選定委員会	横浜市かながわ保育園の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢八景保育園指定管理者選定委員会	横浜市金沢八景保育園の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務